

前払式支払手段保有者各位（アトム商品券をお持ちの方へ）

弊（協）は資金決済法施行規則 4 1 条に則り前払式支払手段保有者へ未使用残高の払戻しを行う事になりましたので、お知らせ致します。

- 一、資金決済に関する法律施行規則 4 1 条に則り前払式支払手段保有者へ未使用残高の払戻しを致します。
- 二、払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号  
玄海商工事業協同組合
- 三、払戻しにかかる前払式支払手段の種類は次の一種類 2 券種です。  
「アトム商品券」500 円券、1,000 円券
- 四、払戻しにかかる前払式支払手段の申出方法及び払戻しの方法  
「アトム商品券」保有者は平成 23 年 2 月 20 日までに弊（協）窓口へご持参いただく方法、またはご住所、ご氏名、お電話番号、商品券の枚数を明記した用紙にご捺印の上、前払式支払手段現物と共に弊（協）へ簡易書留郵便にて、ご郵送いただく方法（当日消印有効）でお申出賜りますようお願い致します。対象となる「商品券」の券面額の残額の同額に、ご負担いただいた郵送代金を加えた金額を現金書留にてお客様に郵送する方法で払戻し致します。払戻しにかかる日数は 1 日から 10 日となります。
- 五、前項の申出をされない前払式支払手段の保有者は本公告による払戻しの手続きより除外されます。
- 六、払戻しに関するお問い合わせは次の通りです。  
TEL 0955-52-6045（受付時間 月曜～金曜日 午前 9:00～午後 6:00）
- 七、商品券に表示されている住所及び電話番号では受付をしておりませんのでお間違いないようご注意ください。
- 八、前払式支払手段の送付先は次の通りです。  
※いただいた個人情報はこの金銭の発送のみに使用します。

〒847-1441

玄海商工事業協同組合 事務局 アトム商品券係

平成 22 年 12 月

佐賀県東松浦郡玄海町今村 6552-1

玄海商工事業協同組合 理事長

